

各都道府県 文化財関係補助金御担当者 様

文化資源活用課  
文化財第一課  
文化財第二課

文化財関係補助事業の電子データによる申請等提出について (案内)

平素より文化財行政に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、「文化財保存事業費関係補助金の申請等の手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、オンラインによる提出を可能とするとともに、都道府県からの電子メールを「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」に定める都道府県知事又は都道府県教育委員会の進達とみなすことを可能とし、都道府県に令和7年度中に通知する。」旨地方公共団体からの提案を受けたことを踏まえ、令和8年度第1回から別紙の通り電子データによる提出ができるようになりましたので、お知らせします。

なお、内容についての御質問、御意見等は下記担当までお知らせ頂きますよう、よろしく  
お願いいたします。

**【担当】**

文化庁文化資源活用課総務係

山田、中野、塚原

075-451-4111（内線9660）

bnjo@mext.go.jp

## 文化財関係補助事業の電子データによる申請等提出について

### ○電子申請を受け付ける書類：

文化資源活用課総務係を宛先とする申請。具体的な次の申請、届出等。

- ・補助金の交付申請 (※)
- ・補助事業の計画変更（補助額の増減及び繰り越しを伴う場合の申請） (※)
- ・文化庁が額の確定を行う事業の実績報告 (※)
- ・災害復旧事業にかかる事前着工届
- ・事業の中止・廃止申請
- ・議会の議決を経たことを証する書類（議決証明書）
- ・財産処分申請（届）
- ・指定寄付金の申請

また、各部門へ提出する補助事業の計画変更申請（補助額の変更を伴わないもの）についても電子データ提出を認めるものとする。

○ただし、以下の書類については、補助事業の申請、実績の審査のため引き続き紙等の資料の提出を求めるものとする。なお、これらの提出において、申請書類を電子データで提出している場合は、別途副申（進達）を添えることを要しない。

- ・補助金により制作した報告書、CD-ROM等、媒体の作成そのものが事業目的となっている事業、もしくは補助事業によって作成した資料を実績報告として提出を求めている場合  
⇒媒体そのものの提出。
- ・補助金の交付に際し、事業内容の審査のために必要とする場合  
⇒紙資料の提出。対象となる事業及び書類については本文以下、参考の通り

### ○提出先

下記、アップロード先にデータの提出を行う。なお、アップロードができない場合に限り、別途定める電子メールアドレスにメール添付として提出する。

アップロード先：<https://mext.ent.box.com/f/8183c9649153441f98ea2be4ea3e1c02>

メールで提出する場合：[bnteishutsu@mext.go.jp](mailto:bnteishutsu@mext.go.jp)

○電子データ提出における留意事項

1. 電子データ提出時は必ず1事業ごとに1つのPDFファイルにまとめ、ファイル名を別に示す基準「電子データ提出ファイル名コード」に従って設定すること。
  
2. 資料の重複、不足を防止するため、1事業の申請は電子データ、もしくは紙面どちらかでの申請を行うものとし、原則として「内容」に記載した以外の理由で紙面による提出と電子データによる提出の併用は認めない。なお、やむを得ず併用する場合は、事業ごとに紙面と電子データ、どちらの方法で提出したかについて示す資料を書面、もしくはメールにて通知すること。
  
3. 電子データのサイズは1事業あたり原則最大10MBまでとする。特に写真などを添付する場合は、写真の容量を修理等の箇所がわかる程度に下げた上で提出することとするが、特に必要な資料、写真の添付が多く対応が困難な場合は、必要に応じて10MBを超えるファイルの提出も認める。
  
4. 電子データをアップロード先に提出した場合、アップロードした旨を文化庁文化資源活用課総務係へ連絡すること。ただし、期限を定めて提出する書類〔具体的な申請、届出等のうち（※）記載の書類〕については、提出期限経過後に総務係へ到達しているファイル一覧を都道府県へ通知する。なお、アップロード時に何らかの支障があり、文化庁側で受信できていなかった場合でも、文化庁側ではその責を負わないため、十分注意すること。
  
5. 「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）
  4. （4）交付申請書等の提出の経路及び経由機関の事務について、「補助事業者は、都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して交付申請書を長官に提出するものとする。この場合、都道府県知事又は都道府県教育委員会はその交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して長官に進達する」とあるが、電子データ提出の際は、この意見（副申、進達）について申請書類とともに電子データで提出すること。

参考:補助金の交付に際し、事業内容の審査のために必要な紙資料について

部門	事業区分名称	紙で送付を求める資料
調査	近代和風建築等総合調査	すべて電子データでの提出を可とする。
修理企画	建造物保存修理	11修理主任技術者の承認申請・届出
修理企画	防災施設整備(城郭施設整備)	11修理主任技術者の承認申請・届出
修理企画	重要文化財(美観向上整備)	11修理主任技術者等または選定保存技術保存団体の契約にかかる確認票
整備活用	建造物公開活用	すべて電子データでの提出を可とする。
整備活用	建造物防災設備等(非公共)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備活用	防災施設整備(建造物)(防災施設等・公共)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備活用	重要文化財(活用環境強化)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備活用	重要文化財(高付加価値化改修事業)	すべて電子データでの提出を可とする。
震災対策	建造物保存修理(耐震診断)	すべて電子データでの提出を可とする。
震災対策	防災施設整備(建造物)(耐震対策工事)	すべて電子データでの提出を可とする。
近現代建造物	建造物保存修理(先端技術活用調査)	すべて電子データでの提出を可とする。
登録	登録有形文化財建造物保存修理	すべて電子データでの提出を可とする。
登録	登録有形文化財建造物保存修理(公開活用)	すべて電子データでの提出を可とする。
登録	登録有形文化財(美観向上整備)	すべて電子データでの提出を可とする。
登録	登録有形文化財(活用環境強化)	すべて電子データでの提出を可とする。
登録	登録有形文化財(高付加価値化改修事業)	すべて電子データでの提出を可とする。
伝統的建造物群	伝統的建造物群基盤強化	添付書類7以降(補助事業を実施しようとする箇所または地域を示す地図・設計書及び写真等)
伝統的建造物群	防災施設整備(伝統的建造物群)	添付書類7以降(補助事業を実施しようとする箇所または地域を示す地図・設計書及び写真等)
伝統的建造物群	伝統的建造物群(美観向上整備)	添付書類7以降(補助事業を実施しようとする箇所または地域を示す地図・設計書及び写真等)
伝統的建造物群	伝統的建造物群(活用環境強化)	添付書類7以降(補助事業を実施しようとする箇所または地域を示す地図・設計書及び写真等)
伝統的建造物群	伝統的建造物群(高付加価値化改修事業)	添付書類7以降(補助事業を実施しようとする箇所または地域を示す地図・設計書及び写真等)
修理指導	ふるさと文化財の森管理業務支援	すべて電子データでの提出を可とする。
修理指導	ふるさと文化財の森資材生産技術研修	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	美術工芸品保存修理	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	美術工芸品保存修理(防災設備・非公共)	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	防災施設整備(美術工芸品・公共)	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	保存活用施設整備(美術工芸品・収蔵庫・公共)	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	文化財保存技術(伝承)団体	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	文化財保存技術(伝承)個人	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	美術工芸品(美観向上整備事業)	すべて電子データでの提出を可とする。
美術工芸品	美術工芸品(鑑賞環境基本整備事業)	すべて電子データでの提出を可とする。
史跡	史跡等保存活用計画策定	成果物(保存活用計画)
史跡	史跡等買上げ(直接買上げ)	すべて電子化可(図面類を除くスキャンPDFは不可)
史跡	史跡等買上げ(先行取得償還)	すべて電子化可(図面類を除くスキャンPDFは不可)
名勝	名勝地調査	すべて電子データでの提出を可とする。
名勝	文化財保存技術(伝承)団体	すべて電子データでの提出を可とする。
天然記念物	天然記念物緊急調査	すべて電子データでの提出を可とする。
天然記念物	天然記念物食害対策	すべて電子データでの提出を可とする。
天然記念物	天然記念物再生	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	歴史生き生き!史跡等総合活用整備	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	歴史生き生き!史跡等総合活用整備(石垣調査)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	防災施設整備(記念物)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	文化財保存技術(伝承)団体	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	防災施設整備(城郭施設整備)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	記念物(美観向上整備)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	記念物(活用環境強化)	すべて電子データでの提出を可とする。
整備	記念物(高付加価値化改修事業)	すべて電子データでの提出を可とする。
文化的景観	文化的景観保護推進	すべて電子データでの提出を可とする。
文化的景観	防災施設整備(文化的景観)	すべて電子データでの提出を可とする。
埋蔵文化財	発掘調査等	すべて電子化可(図面類を除くスキャンPDFは不可)
埋蔵文化財	地域の特色ある埋蔵文化財活用	すべて電子化可(図面類を除くスキャンPDFは不可)
無形文化財	無形文化財(伝承)団体	すべて電子データでの提出を可とする。
無形文化財	無形文化財(公開)	すべて電子データでの提出を可とする。
無形文化財	文化財保存技術(伝承)団体	すべて電子データでの提出を可とする。
無形文化財	文化財保存技術(伝承)個人	すべて電子データでの提出を可とする。
民俗文化財	民俗文化財調査(祭り・行事を含む)	すべて電子データでの提出を可とする。
民俗文化財	民俗文化財保存修理	すべて電子データでの提出を可とする。
民俗文化財	民俗文化財伝承・活用等	すべて電子データでの提出を可とする。
民俗文化財	防災施設整備(民俗文化財・公共)	すべて電子データでの提出を可とする。
民俗文化財	保存活用施設整備(民俗文化財・収蔵庫・公共)	すべて電子データでの提出を可とする。
支援係	指定文化財管理(国有文化財管理)	すべて電子データでの提出を可とする。
支援係	指定文化財管理	すべて電子データでの提出を可とする。